

第 94 号

熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成31年2月21日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和29年熊本県条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表第26号作業の項中「皇太子、皇太子妃、文仁親王」を「上皇、上皇后、皇嗣、皇嗣妃」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成31年5月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成29年法律第63号）が同法附則第2条の規定により効力を失ったときは、その効力を失う。

（提案理由）

天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成29年法律第63号）の施行に伴い、警察職員の特殊勤務手当の規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。